

外部修得単位及び資格取得等による学修に係る 単位修得の認定に関する規則

(趣旨)

第1条 徳山工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則第14条の2及び第14条の3の規定に基づき、外部修得単位及び資格取得による学修、ボランティア活動による学修、スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたものの学修(以下「特別学修」という。)に係る単位修得の認定に関し、必要な事項を定める。

(特別学修)

第2条 教育上有益と認める特別学修は別表「特別学修による単位の認定について」(以下「別表」という。)のとおりとする。

(特別学修の単位認定申請手続)

第3条 前条に規定する特別学修のいずれかに合格又は該当し、単位の認定を受けようとする者は、特別学修単位認定申請書(別紙様式1)及び証明書類を校長に提出するものとする。

ただし、別表で定める資格に2以上の級区分等がある場合、上位の資格の単位修得後は、当該資格の下位の資格の単位認定申請はできないものとする。

2 前項の申請は、原則として修得又は資格取得認定等の年の12月末までに行うものとする。

(特別学修の認定)

第4条 前条の規定による単位認定申請があった場合、校長は教務委員会の議に基づき、本校における授業科目等の履修とみなし、特別学修の認定を行う。

- (1) 大学等の学修による外部修得単位に係る認定単位数は、当該大学等が認定した単位数とし、認定科目は当該大学等が認定した授業科目とする。
- (2) 資格取得に係る認定単位数及び認定科目は別表に記載のとおりとする。
- (3) ボランティア活動に係る認定単位数は1単位を上限とし、認定科目は別表に記載のとおりとする。認定に関する事項については別に定める。
- (4) スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたものの学修に対する単位数は1単位を上限とし、認定科目は別表に記載のとおりとする。認定に係る事項については別に定める。
- (5) 特別学修の認定科目については、本校開設授業科目との科目振替は行わない。

(特別学修の単位の取扱)

第5条 前条の規定により認定された特別学修の単位の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 進級認定及び卒業認定に算入できる特別学修の単位は、30単位を上限とする。
- (2) 特別学修の単位は、一般科目の選択科目単位又は専門科目の選択科目単位として取り扱う。
- (3) 認定された特別学修の単位は、特例措置として、原学年に留められた者も単位として認める。

（成績評価）

第6条 認定された特別学修に係る成績の評価は、「認定」とする。

（指導要録等の記載）

第7条 第4条の規定により特別学修を認定された場合、指導要録等の授業科目欄の記載については、特別学修認定科目を記載し、成績評価欄には、「認」と記載する。

（その他）

第8条 この規則によりがたい場合は、その都度教務委員会の議を経て、校長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表

特別学修による単位の認定について

認められる外部修得科目名 又は資格取得名等		認定科目名 (開設外科目)	認定 単位数	一 般 科 目	機 械 電 気	情 報 電 子	土 木 建 築	備 考	
実用英語技能検定(英検)	準2級	一般特別演習	1					上位級の 単位のみ 認定	
	2級		2						
	準1級		3						
	1級		4						
工業英語能力検定 (工業英検)	3級		2					上位級の 単位のみ 認定	
	2級		3						
	1級		4						
T O E I C	350～399		1					上位級の 単位のみ 認定	
	400～469		2						
	470～599		3						
	600～729		4						
日本語漢字能力検定	730点以上		5						
	準1級		1						
日本語文章能力検定	1級		1						
	準2級		1						
実用数学技能検定(数検)	2級	1							
	2級	1							
	準1級	1							
	1級	1							
C A D検定	2級	専門特別演習	1						
	1級		1						
ボイラー技士	2級		1						
機械設計技術者	3級		1						
	2級		1						
	1級		1						
情報処理技術者試験									
基本情報技術者			1						
ソフトウェア開発技術者			1						
初級システムアドミニストレータ			1						
上級システムアドミニストレータ			1						
テクニカルエンジニア-ネットワーク			1						
テクニカルエンジニア-データベース			1						
アプリケーションエンジニア			1						
情報セキュリティアドミニストレータ			1						
テクニカルエンジニア-システム管理		1							
テクニカルエンジニア-ITパケットシステム		1							
デジタル技術検定	2級	1							
	1級	1							

認められる外部修得科目名 又は資格取得名等	認定科目名 (開設外科目)	認定 単位数	一 般 科 目	機 械 電 気	情 報 電 子	土 木 建 築	備 考
電気通信工事担任者	3種	1					
アナログ	2種	1					
	1種	1					
デジタル	3種	1					
	2種	1					
	1種	1					
アナログ・デジタル総合種		1					
電気工事士	2種	1					
	1種	1					
電気通信主任技術者	2種	1					
	1種	1					
電気主任技術者	3種	1					
コンピュータサービス技能評 価試験 C言語部門	3級	1					上位級の 単位のみ 認定
	2級	2					
	1級	3					
C G 検定	3級	1					上位級の 単位のみ 認定
	2級	2					
	1級	3					
危険物取扱者	乙種	1					
	甲種	1					
火薬類製造保安責任者	丙種	1					
	乙種	1					
	甲種	1					
福祉住環境コーディネーター	3級	1					
	2級	1					
	1級	1					
カラーコーディネーター	2級	1					
	1級	1					
色彩能力検定	2級	1					
	1級	1					
インテリアコーディネーター		1					
土木施工技術者試験		1					
建築施工技術者試験		1					
外部修得科目 (大学等における学修等)	外部修得 科目名	修得 単位数					
ボランティア活動	特別活動演習	1					注 1
スポーツ又は文化に関する分野における 活動で顕著な成果をあげたもの	特別活動演習	1					注 2

資格取得名の各学科欄に が付してあるもののみ、対応する学科の認定科目となる。

注 1，注 2 の特別活動演習の認定は、各々 1 単位を上限とする。

学級担任印

特 別 学 修 単 位 認 定 申 請 書

平成 年 月 日

徳山工業高等専門学校長 殿

学科 第 学年

氏 名 _____

下記のとおり、他の教育機関等で学修しましたので、本校における修得単位として認定くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

教育施設等の名称又は 資格試験等の種類			
認定を申請する修得科目 名又は資格取得名		単位数	
修得又は取得年月日	平成 年 月 日		
添付書類（単位修得証明 書，合格通知書等）			
その他 （参考となる事項）			

申請は，原則として該当要件の生じた年の12月末までに行うものとする。

ボランティア活動の認定取扱要領

制定平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 徳山工業高等専門学校の外部修得単位及び資格取得等による学修に係る単位修得の認定に関する規則第4条第3号により別に定めるとあるのは本要領による。

(ボランティアの機関・活動)

第2条 学生のボランティアの機関は、公的機関やそれと同等の信頼ができる団体等の受け入れや仲介のある活動のほか次に掲げるものとする。

- (1) 環境保全に関するもの
- (2) 災害における救助及び復旧活動等に関するもの
- (3) 身障者・老人などの介護に関するもの
- (4) 国際交流に関するもの
- (5) 地方公共団体等が主催する体育・文化などの行事に関するもの
- (6) その他校長が特に認めたもの

(ボランティアの時期)

第3条 時期は授業時間外とする。ただし、校長が特に認めた場合はこの限りではない。

(単位認定の手続き)

第4条 ボランティアに従事する学生は、実施する日の15日前までにボランティア活動許可願(1号様式)を学級担任を経て校長に提出し、許可を得なければならない。

2 校長は、許可した学生にボランティア活動日誌(3号様式)を交付するものとする。

(単位認定)

第5条 ボランティアに従事した学生が単位認定を希望する場合は、次の書類等を学級担任を経て教務係へ提出するものとする。

- (1) ボランティア活動証明書(2号様式)
 - (2) ボランティア活動日誌(3号様式)
 - (3) ボランティア活動報告書(4号様式)
- 2 単位修得の認定は1単位とし、従事時間は30時間以上とする。

1号様式

学科主任	学級担任

ボランティア活動許可願

平成 年 月 日

徳山工業高等専門学校長 殿

学科 第 学年

学生氏名(自筆) _____

下記のとおり、ボランティア活動に従事したいので許可していただきますようお願いいたします。

記

活動の場		住所	
団体等責任者		住所	
期間等	月 日 ~ 月 日	主として	時 分 ~ 時 分
活動時の宿泊先	TEL - -		
緊急時の連絡先	TEL - -		
ボランティア活動参加への動機			

上記のボランティア活動の参加に同意いたします。

平成 年 月 日 保護者氏名(自筆) _____

2号様式

ボランティア活動証明書

学校名 徳山工業高等専門学校
所 属 学科 第 学年
氏 名 _____

標記の者は、本機関において下記のとおりボランティア活動を行ったことを証明する。

平成 年 月 日

機関名
責任者

㊤

活動日時等

期 日	時 間	主な活動内容
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	
合計時間	時間 分	
関係者所見		

3号様式

ボランティア活動日誌

期 日	月 日 ()	時 分 ~	時 分
活動の場			
活動の概要			

スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果を あげたものの学修の認定取扱要領

制定 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 徳山工業高等専門学校の外部修得単位及び資格取得等による学修に係る単位修得の認定に関する規則第4条第4号により別に定めるとあるのは本要領による。

(認定対象)

第2条 学術，スポーツ，社会的な諸活動，その他，自己啓発の一環として，国家，地方公共団体，各種団体などが主催する全国大会，競技会，作品発表会などにおいて，積極的に活動し，抜群の成績を収めた場合で，次の各号に該当するものとする。

- (1) 高等専門学校教育に相当する水準を有すること
- (2) 大会を主催及び共催する団体が営利等を目的とする団体でないこと
- (3) 活動の規模や水準からみて，成果が顕著なものであると判断できること
- (4) 在学期間中に成果をあげたものであること

(認定申請)

第3条 単位認定を希望するものは，次の資料を学級担任を経て教務係へ提出するものとする。

- (1) 活動の成果を証明する資料（賞状や証書）
- (2) 活動の内容や主催する団体に関する資料

(認定基準)

第4条 第2条に規程する抜群の成績とは，全国高等専門学校体育大会の優勝に相当する成果が該当し，第3条の認定申請ができるのは団体競技の場合，競技参加者登録された者に限るものとする。